

Ⅲ. 国際社会科学府博士課程後期履修規定

1. 授業科目とプレレキジット

本学府の授業科目は、講義、演習、ワークショップ、フィールドワーク、リサーチ・プラクティカムによって構成される。そのほかに学生の基礎的知識を補充するため、プレレキジット制度を設けている。

(1) 講義 (半期 2 単位)

- I) 各教員による講義。
- II) 学府共通科目：英語での学位論文執筆やプレゼンテーションに関する講義。

(2) 演習

- I) 演習 I・II (半期 2 単位) 各教員による演習。演習 I は Ia と Ib を一組とする。標準として 1 年次に履修するのが望ましい。また、演習 II は IIa と IIb を一組とする。標準として 2 年次に履修するのが望ましい。
- II) ワークショップ I・II・III・IV (半期 1 単位) 複数の教員・学外専門家等の参加による、多様な形態による演習。標準として 2 単位を一組とする (I～IV のうち組み合わせは問わない)。自分の所属する専攻が開講するワークショップを履修すること。
- III) フィールドワーク (通年 2 単位) 国内・海外における調査・実習・研修を一定の条件のもとに単位として認める。(詳細は p. 14 参照)

(3) リサーチ・プラクティカム I・II・III (半期 2 単位)

※履修するためには指導委員会の許可を得たうえで、履修登録期間に「リサーチ・プラクティカム申請書」を提出すること。

- I) 産官学共同研究・国際共同研究・海外フィールドワーク等のプロジェクトでの研究実践。
- II) 本学府博士課程前期における教育実践等。
- III) 上記 I の成果の学会報告。

リサーチ・プラクティカムは、4 単位までを学生の所属専攻の必修講義科目と代替することが可能である。ただし、プレレキジットとあわせて 6 単位までしか修了単位に含めることはできない。(詳細は p. 15 参照)

(4) リサーチ・コロキウム (通年 2 単位)

専攻横断教育プログラムにおける、学位論文執筆準備のための研究報告、及び当該プログラム教員による集団的な研究指導。専攻横断教育プログラムに所属する学生のみ履修することができる。

(5) プレレキジット

学生は、指導委員会が必要と判断したときは、国際社会科学府博士課程前期、経済学部、経営学部、大学院全学教育科目、他大学院（教育学研究科、理工学府、環境情報学府、都市イノベーション学府）の開講授業科目を履修しなければならない。履修すべき科目は、個々の学生ごとに指導委員会が指定する。

プレレキジットは 4 単位までを修了単位に含めることができる。ただし、リサーチ・プラクティ

カムとあわせて 6 単位までしか修了単位に含めることはできない。

2. 修了に必要な単位 [合計 20 単位以上]

(1) **講義** 8 単位以上 (プレレキジット、リサーチ・プラクティカム、リサーチ・コロキウムを含み、学府共通科目は含まない)。所属する専攻の講義を履修。ただし、4 単位を限度として他専攻の講義で代替できる。

- ・国際経済法学専攻の学生は、4 単位を限度として他専攻の講義、または、指導委員会が必要と判断したときは、神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定の締結大学の博士課程後期の講義で代替できる。

- ・入学する前に大学院 (他大学の大学院及び外国の大学院を含む) において履修した授業科目 (博士課程後期レベルの講義) について修得した単位を有する場合、教育上有益と認める時には、当該教授会等の議を経て単位を認定することができる。入学後 1 ヶ月以内に所定の申請を行うこと。

※補足 (国際公共政策 EP 及び租税法・会計 EP)

専攻横断教育プログラムを選択した学生は、リサーチ・コロキウム 2 単位と、IV. 開講科目一覧表で、EP により指定された科目(*または**が付された科目)4 単位を講義科目の中に含めなければならない。

上記を踏まえ、博士 (学術) の取得を希望する学生は、指定された科目の内でも自専攻科目 2 単位以上及び他専攻科目 2 単位以上を、講義科目のなかに含めなければならない。また、国際公共政策 EP で博士 (経済学、経営学、国際経済法学、法学) を取得する学生は、自専攻科目 4 単位以上を講義科目 8 単位の中に含めなければならない。

(2) 演習

I) 演習 I、II

責任指導教員が担当する演習を 8 単位以上かつ (I a, I b, II a, II b) の全てを修めること。

II) **ワークショップ** } ワークショップとフィールドワークをあわせて 4 単位以上。ただし、
III) **フィールドワーク** } フィールドワークは 2 単位までを認定する。

(3) 指導委員会が必要と認めた場合は、ワークショップの単位数を講義により代替することが出来る。この場合、指導委員会はワークショップに代替する講義 (1 科目 2 単位または 2 科目 4 単位) を学生ごとに指定する。

補足 「ワークショップ」、「フィールドワーク」、「ワークショップの代替としての講義」の履修組み合わせは次の 5 通り。

1. ワークショップ 2 単位 + フィールドワーク 2 単位
2. ワークショップ 4 単位
3. 講義 2 単位 + フィールドワーク 2 単位
4. 講義 2 単位 + ワークショップ 2 単位
5. 講義 4 単位

3. 同一名称の授業科目の重複履修

同じ名称の授業科目を再度履修して単位を修得することはできない（リサーチ・プラクティカムを除く）。

4. 履修登録手続き・履修登録のキャンセル

(1) 履修登録

学生は以下の期間に、当該年度（春学期および秋学期）の履修科目（講義、演習など）を履修登録すること。事前に指導教員の下承を得たうえで、学務情報システムの「履修科目申請」から手続きを行うこと。なお、巻末の履修登録申請書も、履修登録期間中に大学院学務係窓口（p. 43 参照）へ提出すること。

学務情報システム：（学内から）https://risyu.jmk.ynu.ac.jp/gakumu_portal/
（学外から）<https://www.itsc.ynu.ac.jp/>

学期	履修登録期間	備考
春学期	4月8日（金）～21日（金）	時間帯は、9:00～21:00
秋学期	10月5日（水）～18日（火）	

(2) 申請書提出

リサーチ・プラクティカムおよびフィールドワークは、履修登録の他に窓口での申請が必要であるため、国際社会科学府ウェブサイト（<https://www.gsiss.ynu.ac.jp/student/news/kyoumu>）から申請書類を取得し必要事項を記入のうえ、リサーチ・プラクティカムは、履修登録期間内に提出すること。フィールドワークは、履修登録期間によらず、実施前に提出すること。

(3) 履修確認・訂正

履修計画通りに履修登録されているか、下記の期間に学務情報システムの「履修時間割表」で確認を行うこと。また履修登録の訂正（履修科目の追加およびキャンセル）を必要とする場合は、学務情報システムの「履修科目申請」から手続きを行うこと。履修登録申請書の提出は不要とする。

学期	履修確認・訂正期間	備考
春学期	5月9日（月）～5月11日（水）	時間帯は、9:00～21:00
秋学期	10月24日（月）～26日（水）	

(4) 履修キャンセル

履修登録した科目をキャンセルする場合は、事前に指導教員および授業担当教員にキャンセルする旨を伝え、下記の期間に学務情報システムの「履修キャンセル申請」から手続きを行うこと。ただし、リサーチ・プラクティカムおよびワークショップは各学期の期末試験期間前日まで、フィールドワークは秋学期の期末試験期間前日まで、大学院学務係窓口においてキャンセルを申請することができる。

履修キャンセルせずに、授業を放棄または試験未受験の場合は成績評価が「不可」となるが、GPA制度が適用されているため、十分注意すること。

学期	履修キャンセル期間	備考
春学期	5月16日(月)～20日(金)	時間帯は、9:00～21:00
秋学期	11月7日(月)～11日(金)	

5. 指導委員会と責任指導教員 (p. 21, p. 22 参照)

指導委員会は、責任指導教員1名と、指導教員2名の計3名から構成され、学位論文執筆までの教育指導にあたる。

学生は第1年次に、自己の研究テーマと教員の研究・教育の分野を考慮し、責任指導教員を申請しなければならない。学生は以下の期日までに大学院学務係窓口へ申請書を提出すること。

春学期入学者： 4月12日(火)

秋学期入学者： 10月11日(火)

各学生の責任指導教員は、原則として学生が所属する専攻の専任教員から選ぶが、専攻を越えて責任指導教員を選ぶこともできる。また、責任指導教員は2名の指導教員を指名する。

※補足 (国際公共政策 EP 及び租税法・会計 EP)

博士(学術)の取得を希望する研究テーマを設定する学生の指導委員会の編成は、原則として複数専攻にまたがる。ただし、博士(経済学、経営学、法学、国際経済法学)の取得を希望する研究テーマを設定する学生の指導委員会は、そのテーマに応じて、複数専攻にまたがる編成か当該専攻のみの編成かが決定される。

6. 研究指導計画書・研究計画書について

国際社会科学府では、年度初め(10月入学者については学期初め)に「研究指導計画書・研究計画書」を作成します。様式等については、授業支援システムに掲載していますので、参照してください。

授業支援システム > 【連絡専用】社会科学系事務部大学院学務係 Graduate School Affairs Office, GSISS[Zac0049]

1. 作成書類

横浜国立大学大学院国際社会科学府 研究指導計画書・研究計画書

2. 作成方法

- (1) 責任指導教員は、学生に対して、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を研究指導計画書によりあらかじめ明示する。
- (2) 学生は、前号の研究指導計画書に基づき、研究計画書を作成する。
- (3) 責任指導教員は、「研究指導計画書・研究計画書」を確認する。
- (4) 作成された「研究指導計画書・研究計画書」は、責任指導教員と学生の双方で保管する。
- (5) 責任指導教員は前号の「研究指導計画書・研究計画書」の写しを大学院学務係あてに提出する。
- (6) 「研究指導計画書・研究計画書」に大きな変更があった場合は随時改訂するものとし、責任指導教員

【平成 25 年度以降入学者適用】

は、改訂を行った都度、その写しを大学院学務係に提出する。計画書に大きな変更があった場合は随時改定するものとし、責任指導教員は、改訂を行った都度、その写しを大学院学務係に提出する。

7. 学位論文執筆条件

学位論文を執筆する者は、[春学期入学者：2年次秋学期末まで／秋学期入学者：2年次春学期末まで]に課程修了に必要な単位数を取得した後、学位論文執筆資格審査（第2次論文中間報告）において、執筆の許可を受けなければならない。

（課程修了に必要な単位数には、演習Ⅰa, Ⅰb, Ⅱa, Ⅱbの全てが含まれることに注意すること。したがって標準で2年間の履修が必要ということになる。）

学位論文執筆資格審査は、[春学期入学者：3年次春学期／秋学期入学者：3年次秋学期]に行われる。審査で不合格となり、執筆資格を得られなかった者は、[春学期入学者：3年次9月／秋学期入学者：3年次12月]に再度審査を受けることができる。

8. 学位取得までの過程（p. 39, p. 40参照）

1年次において学生は指導委員会の指導により、履修科目の決定、「研究指導計画書・研究計画書」の作成と修正のほか、随時、指導委員会による個別の面接を受ける。

2年次に学生は、前年度の指導と研究の成果を受けて、[春学期入学者：7月／秋学期入学者：12月]に指導委員会に対して第1次論文中間報告（公開）を行う。指導委員会は、以後に行うべき指導を検討し決定する。

3年次に学生は、第2次論文中間報告（学位論文執筆資格審査。公開）を行う。報告の結果に基づいて、学位論文審査の着手の可否が決定される。

第2次論文中間報告で可とされた学生は、[春学期入学者：3年次10月／秋学期入学者：3年次1月]に予備審査（論文の報告は公開）を経た後、[春学期入学者：3年次12月／秋学期入学者：3年次4月（在籍4年目以降は3月）]に博士請求論文を提出する。博士請求論文審査委員会（以下「審査委員会」。当該教授会等において選出）は前記論文を審査し、その結果を当該教授会等に報告する。

学府教授会は、[春学期入学者：3年次1月／秋学期入学者：3年次6月]の博士認定口述試験を経て、[春学期入学者：3年次2月／秋学期入学者：3年次7月]に博士認定の可否を決定する。

第2次論文中間報告で否とされた学生は、次年度再び第2次論文中間報告を行わなければならない。

※補足（国際公共政策 EP 及び租税法・会計 EP）

国際公共政策 EP の学生は、所属する専攻に関わらず博士（学術）を申請できる。租税法・会計 EP の学生は博士（学術）のみ申請できる。

※学位取得までの手続き・研究作業の標準過程

春学期入学者	秋学期入学者	指 導 ・ 審 査 の 進 度
1 年次春学期	1 年次秋学期	指導委員会（3名の教員により構成）発足 「研究指導計画書・研究計画書」の作成
1 年次秋学期	1 年次春学期	論文作成計画の審査
1 年次 2 月	1 年次 7 月	論文作成計画の指導
2 年次春学期始め	2 年次秋学期始め	「研究指導計画書・研究計画書」の作成
2 年次 7 月	2 年次 1 2 月	第 1 次論文中間報告（公開）
3 年次春学期始め	3 年次秋学期始め	「研究指導計画書・研究計画書」の作成
3 年次 5 月	3 年次 1 0 月	第 2 次論文中間報告（学位論文執筆資格審査）（公開）
3 年次 1 0 月	3 年次 1 月	博士論文予備審査（論文の報告は公開）
3 年次 1 2 月	3 年次 4 月	博士請求論文提出 博士論文審査委員会（5名の教員より構成）発足
3 年次 1 月	3 年次 6 月	博士論文審査・最終試験
3 年次 3 月	3 年次 9 月	博士号授与

注）4 月入学者と 10 月入学者の学位取得過程は別になっており、4 月入学者が 10 月入学者向けの審査を受けること、10 月入学者が 4 月入学者向けの審査を受けることはできません。

【学位論文及び審査結果の要旨並びに博士論文の全文の公表について】

学位規則の一部を改正する省令（平成 2 5 年文部科学省令第 5 号）が平成 2 5 年 4 月 1 日から施行された。この改正に伴い、平成 2 5 年 4 月 1 日以後に本学大学院から博士の学位を授与された者は、「学位論文及び審査結果の要旨」並びに「博士論文の全文」をインターネット（横浜国立大学学術情報リポジトリ）の利用により公表することとなった。

9. 論文審査日程について

春学期入学者と秋学期入学者の論文審査手続きの標準化を図るため、平成 2 7 年度から下記の通り、論文審査日程が変更される。全ての在学生在が適用の対象だが、入学時期（春学期または秋学期）により変更の内容が異なるので注意すること。

対象	変更前 (平成 2 6 年度以前)	変更後 (平成 2 7 年度以降)	備考
春学期入学者 および 秋学期入学者	予備審査に合格した場合 の論文提出の有効期限： 当該年度内	予備審査に合格した場合 の論文提出の有効期限： 6 ヶ月間	この変更により論文提出可能 回数への影響は生じない。
秋学期入学者	在籍 3 年目の論文提出 時期： 3 月（在籍 3 0 ヶ月目）	在籍 3 年目の論文提出 時期： 4 月（在籍 3 1 ヶ月目）	平成 2 8 年 4 月の論文提出時 から適用。論文審査期間や学位 授与の時期に影響は生じない。 在籍 4 年目以降の論文提出時 期は、従来通り 3 月。
秋学期入学者	6 月の予備審査実施期間 および 9 月の論文提出 期間： 在籍 6 年目のみ	6 月の予備審査実施期間 および 9 月の論文提出 期間： 在籍 3 年目および 6 年目	論文審査の時期は翌年 1 月、ま た学位授与の時期は翌年 3 月。 在籍 4 年目と 5 年目の予備審 査実施および論文提出の時期 は従来通りの時期のみ。

【平成 25 年度以降入学者適用】

※上記の在籍年数および在籍月数の計算は休学期間を含む。また、休学の有無に関わらず変更内容の適用時期は同一となる。

例：10月入学者は在籍36ヶ月目の9月に論文を提出することができるが、12ヶ月間休学した者の論文提出時期が在籍48ヶ月目の9月に延期されることはない。

10. 法科大学院修了者に関する特則

- (1) 法科大学院を修了した学生が2年次に第1次論文中間報告をした場合において、その年度に博士請求論文を提出することができると指導委員会が判断したときは、その年度の[春学期入学者：10月／秋学期入学者：1月]に予備審査を受けることができる。このときは、予備審査以降の手続過程は8に定めるところに準ずる。
- (2) 前項の学生が第1次論文中間報告をした年度の[春学期入学者：10月／秋学期入学者：1月]に予備審査を受けなかった場合は、8.に定めるところに従い3年次に第2次論文中間報告をしなければならない。予備審査に不合格になった場合も同様とする。
- (3) 第1項の場合において、その年度に博士請求論文を提出することができると指導委員会が判断しなかったときは、8.に定めるところに従い3年次に第2次論文中間報告をしなければならない。

11. 博士号学位審査について

博士号学位請求論文が下記に該当する場合、申請者に対して博士号を授与する。

- (1) 当該論文の内容の一部が、国内外で評価が高い審査制の学術専門誌に論文として掲載されている、あるいは、投稿され受理が決定していること。
- (2) 当該論文の内容の一部が、高い評価を得ており、その内容を含む論文が、国内外で評価が高い審査制学術専門誌に受理される可能性が高いと認められること、もしくは、高度な専門的価値を有する学術研究書として出版可能であること。
- (3) 当該論文が上記に準ずる内容であり、当該研究分野における重要な貢献が認められること。

12. 取得可能学位について

この学位は、国際社会科学府学生（平成25年4月以降入学者）に適用される。

専攻	EPなし	英語 EP	国際公共政策 EP	租税法・会計 EP
経済学専攻	博士（経済学） 博士(学術)	博士（経済学）	博士（経済学） 博士(学術)	
経営学専攻	博士（経営学） 博士(学術)	博士（経営学）	博士（経営学） 博士(学術)	博士(学術)
国際経済法学専攻	博士（法学） 博士(国際経済法学) 博士(学術)	博士（法学） 博士（国際経済法学） 博士(学術)	博士（法学） 博士（国際経済法学） 博士(学術)	博士(学術)

13. 長期履修制度について

職業を有している等のために一般の学生に比べて年間に修得できる単位数が限られ、標準の修業年限で修了することが困難な学生を対象として長期履修制度を設ける（入学時に申請）。この制度によって、事情に応じ標準の修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより、学位を取得することができる。

(1) 在学期間の短縮

長期履修学生は、認定された在学期間を、願い出により短縮することができる。

在学期間の短縮を希望する者は、「長期履修計画変更願」を提出し、承認を得なければならない。詳細については必ず大学院学務係窓口にご相談すること。

(2) 在学期間の延長

長期履修学生で特別な事情がある場合は、在学期間の延長をすることができる。

在学期間の延長を希望する者は、在学期間が満了する2ヶ月前までに「長期履修計画変更願」を提出し、承認を得なければならない。ただし、在学期間の延長は1度限りである。なお、在学期間は、6年を超えることができない。

また、在学期間延長後の授業料は、標準修業年限（後期課程3年）分の授業料からすでに納付済みの授業料を差し引いた分を延長期間で新たに算出し、納付することになる。詳細については必ず大学院学務係窓口にご相談すること。

14. 早期修了制度

(1) 次の条件を満たす学生は、在学年数を2年間または2年6か月とする博士請求論文提出資格（早期修了）を申請することができる。

I) 第1次論文中間報告の結果、当該年度の間博士請求論文を提出できると指導委員会が判断した者。

II) 博士課程後期への入学から2年間または2年6か月で修了要件を満たすことができると指導委員会が判断した者。

(2) 早期修了の申請は、第1次論文中間報告終了後10日以内に指導委員会の承認を得て、文書により国際社会科学府長に対して行う。

(3) 早期修了の諾否は国際社会科学府長から申請者に通知する。

15. 本学府博士課程後期を退学した者の博士号取得の特例について

本学府博士課程後期を退学した者は、以下の条件を満たす場合には、審査手数料を納付することなしに学位請求論文を提出することができ、審査に合格すれば博士号（論文博士）を取得することができる。論文の提出時期は課程博士と同一である。

- (1) 3年間国際社会科学府に在学
- (2) 第2次論文中間報告に合格
- (3) 在学中に必要な単位を取得
- (4) 退学後1年以内に学位請求論文を提出
- (5) 在学中に申請した希望取得学位と同一の学位を申請

【平成 25 年度以降入学者適用】

※長期履修者が退学をする場合は、在学中に長期履修期間の短縮手続きを行い、3 年間分の授業料を納付した者を、本特例の対象とする。

※詳細は、大学院学務係に確認すること。

16. GPA 制度について

成績評価に応じて GP (Grade Point) を与え、以下の式によって GPA 値を算出する。

算出式： $GPA = \Sigma (GP \times \text{単位数}) \div \text{履修登録単位数}$

GPA 算出対象科目は講義科目のみとし、GPA 2.0 以上を修了要件とする。なお GPA の導入に伴い、成績評価（評価点）と GP は次のとおりとする。

①秀	(100～90点)	4.5
②優	(89～80点)	4.0
③良	(79～70点)	3.0
④可	(69～60点)	2.0
⑤不可	(59点以下)	0.0

GPA の導入にあたり、下記の制度を設ける。具体的日程については、別途知らせる。

- (1) キャンセル制度
- (2) 追加登録制度
- (3) 再履修制度

17. 成績の確認

個別成績表配布日または成績閲覧開始から約 2 週間（修了判定時については、別途期間を設定）を国際社会科学府【各専攻】開講科目の「成績確認期間」としています。（「成績確認期間」の詳細は別途案内します。）直前学期の国際社会科学府【各専攻】開講科目の成績に異議のある学生は、「履修科目成績確認願」を大学院学務係に提出してください。「成績確認期間」終了後は、成績異議申し立て等は一切受け付けません。申し立てがあった場合は、該当科目の授業担当教員のほか、該当科目を開講している専攻の責任者（専攻長）も申し立てに対する確認結果を確認します。大学院全学教育科目を含め他部局開講の科目については、開講部局の定めに従ってください。成績訂正の対象となるのは、教員サイドの転記ミス並びに採点ミスのみであり、成績に関する嘆願は一切受け付けません。詳細は国際社会科学府・研究院ウェブサイトや授業支援システムを参照してください。

国際社会科学府・研究院ウェブサイト>在学生の方へ>教務関係（博士課程前期・後期共通）

授業支援システム>【連絡専用】社会科学系事務部大学院学務係 Graduate School Affairs Office, GSISS[Zac0049]

18. フィールドワークについて

フィールドワークとは、博士論文の研究成果となるような位置づけとして、原則として 30 時間以上、①学生が学外の組織・機関において行われる研修・実習に参加するか、あるいは②学生が独自の実習計画に基づき学外の組織・機関において調査することをいう。

(1) フィールドワークの履修について

履修登録期間中にフィールドワークを履修登録したうえで、フィールドワークの実施計画書を、実施前に大学院学務係へ提出すること。実施計画書の提出は履修登録期間によらないが、提出期限は、春学期は7月上旬、秋学期は1月中旬までとする（日程の詳細は計画書提出者へ別途案内）。申請書類は、大学院学務係窓口または国際社会科学府ウェブサイトから取得すること。

(2) 計画書作成上の諸注意

実施計画書は、指導委員会の指導のもとで作成し、責任指導教員の署名を得ること。

【調査目的】 調査目的について、明確に記載すること。

【調査方法】 インタビュー、資料収集、セミナーへの参加、アンケート等について、具体的に記載すること。

【調査対象】 次の内容を具体的に記載すること。

- ・インタビュー : インタビューの対象者（職、属性など）や数について。
- ・アンケート : 対象企業、対象者（範囲や数、業種・業態、属性など）。
- ・資料収集 : 資料種別、資料を収集する企業名、機関名、図書館名等（学外）。
- ・セミナー、研修、実習等 : 時期、場所、内容等。

【調査期間】 通年、春学期、秋学期といった期間ではなく、具体的な実施日程（〇月〇日～〇月〇日など）を記載すること。調査期間は、年度を越して記入することができない。

【調査結果の報告形態】 ゼミでの発表、雑誌への投稿、レポートでの報告、学会発表、博士請求論文への記載等予定しているものを記載すること。

(3) 計画書の承認

フィールドワークの実施計画書は、所定の委員会において審議される。計画が承認されなかった場合は、問題箇所の指摘とともに、個別に通知する。

(4) 単位認定

フィールドワーク実施後は、速やかに指導委員会へ報告を行うこと。指導委員会での審議に基づき、責任指導教員が成績を付与する。

19. リサーチ・プラクティカムについて

リサーチ・プラクティカムとは、博士論文の研究成果となるような位置づけとし、原則として30時間以上行うものとする。内容については、以下に該当するものに限る。

- I) 産官学共同研究・国際共同研究・海外フィールドワーク等のプロジェクトでの研究実践。
- II) 本学府博士課程前期における教育実践等。
- III) 上記 I の成果の学会報告。

【平成 25 年度以降入学者適用】

(1) リサーチ・プラクティカムの履修について

履修登録期間中にリサーチ・プラクティカムを履修登録したうえで、リサーチ・プラクティカム履修申請書を、履修登録期間内に学務担当係へ提出すること。申請書類は、大学院学務係窓口または国際社会科学府ウェブサイトから取得すること。

(2) 履修申請書作成上の諸注意

履修申請書は、指導委員会の指導のもとで作成し、責任指導教員の署名を得ること。

実修内容については、明確に記載すること。リサーチ・プラクティカムの申請書は、所定の委員会において報告される。

(3) 単位認定

リサーチ・プラクティカム実施後は、速やかに指導委員会へ報告書を提出すること。指導委員会での審議に基づき、責任指導教員が成績を付与する。